

## 入札説明書

29 道新・道改 第 4 号 道路改良工事（市道 218 号線）に係る  
入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるほか、この入札説明書  
によるものとする。

1 公告日 平成 29 年 1 月 1 日

2 契約担当部課等

下妻市本城町二丁目 2 番地 下妻市役所総務部財政課契約検査係  
TEL 0 2 9 6 - 4 3 - 2 1 1 1 内線 1346

3 工事概要

- |          |                                  |                          |
|----------|----------------------------------|--------------------------|
| (1) 工事名  | 29 道新・道改 第 4 号 道路改良工事（市道 218 号線） |                          |
| (2) 工事場所 | 下妻市 古沢・袋畑 地内                     |                          |
| (3) 工事概要 | 道路改良工事                           | L= 220.0m                |
|          | 土工                               | N= 1.0 式                 |
|          | 排水構造物工 長尺 U 字溝                   | L= 199.0m                |
|          | 擁壁工 L 型擁壁                        | L= 33.0m                 |
|          | 構造物撤去工                           | N= 1.0 式                 |
|          | 舗装工 車道（再生密粒 As t=5cm）            | A=1,360.0 m <sup>2</sup> |
|          | 舗装工 歩道（再生細粒 As t=3cm）            | A= 232.0 m <sup>2</sup>  |
|          | 縁石工 歩車道境界ブロック                    | L= 169.0m                |
|          | 区画線工                             | L= 450.0m                |
|          | 道路附属物設置工                         | N= 1.0 式                 |
|          | 交通管理工                            | N= 1.0 式                 |
| (4) 工期   | 契約日の翌日から平成 30 年 3 月 15 日まで       |                          |
| (5) 予定価格 | 23, 120, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く） |                          |
| (6) 発注者  | 下妻市                              |                          |

4 入札参加形態 単体

5 競争参加資格

入札に参加しようとする者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定  
による許可を受けた建設業者で、同法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受け、  
平成 29・30 年度下妻市建設工事競争入札参加資格者名簿の土木一式工事特 A、A ラ  
ンクに登録された者のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 下妻市内に本店を有し、経営事項審査結果における土木一式工事の年間平均完成工  
事高が 2, 500 万円以上であること。

- (2) (1)の経営事項審査結果における年間平均完成工事高は、最新のもので判断するものとする。(契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査)
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に、市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。)
- (4) この工事に対応する技術者を建設業法に従い施工現場に配置できるとともに、所定の工期をもって工事を安全に施工できるもの。
- (5) 申請書及び資料の提出の日から開札の時までの期間に、下妻市から指名停止処分を受けていない者。
- (6) 本市の市税等を完納していること。

## 6 担当部課

〒304-8501

下妻市本城町二丁目22番地 下妻市役所総務部財政課契約検査係

TEL 0296-43-2111 内線 1346

## 7 競争参加資格の確認等

- (1) 競争参加希望者は、平成29年11月1日(水)から平成29年11月9日(木)までに競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、下妻市の競争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 申請書及び資料は、次のとおり受け付ける。
  - ・期間：平成29年11月1日(水)から平成29年11月9日(木)まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
  - ・場所：下妻市本城町二丁目22番地 下妻市役所総務部財政課契約検査係  
TEL 0296-43-2111 内線 1346
- (3) 競争参加資格の確認は、下妻市一般競争入札審査会が行い、その結果は平成29年11月15日(水)に発送する。
- (4) 申請書及び資料の様式配布
  - ・期間：平成29年11月1日(水)から平成29年11月9日(木)まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
  - ・場所：下妻市本城町二丁目22番地 下妻市役所総務部財政課契約検査係  
TEL 0296-43-2111 内線 1346
- (5) 申請書及び資料の提出
  - ① 申請書及び資料の提出は、別紙様式第1号～別紙様式第3号により各1部作成して行うものとする。(サイズはA4とする。)
  - ② 最新の経営事項審査結果通知書(契約締結日から1年7ヶ月以内の審査

基準日のもの)、を添付すること。(サイズはA4とする。)

- ③ 申請書及び資料の提出は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは、受け付けない。

(6) 資料の内容

- ・配置予定の技術者：配置予定技術者の雇用関係がわかるもの及び、資格の有無を判断できる技術者の資格、経歴、経験等

(7) その他

- ① 資料の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された資料は、返却しない。

※ 申請書及び資料の様式については、下妻市ホームページ(<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>)に掲載するのでダウンロードして申請することができる。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、下妻市に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、平成29年11月17日(金)までに書面を総務部財政課契約検査係に提出しなければならない。
- (3) 書面は持参するものとし、郵送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、平成29年11月21日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 現場説明会

- ・なし

10 競争入札執行の日時及び場所

- ・日 時：平成29年11月24日(金) 午前9時00分から(時間厳守)
- ・場 所：下妻市本城町二丁目2番地 下妻市役所第二庁舎3階大会議室
- ・その他：競争入札の執行に当たっては、あらかじめ交付した競争参加資格がある確認結果の通知書の写しを持参すること。

11 図面、仕様書及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

設計図書等は、申し出に基づき次により閲覧又は貸出とする。

(1) 閲覧(一時貸出)期間及び場所等

- ・期 間：平成29年11月1日(水)から平成29年11月15日(水)まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで  
(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)
- ・場 所：下妻市本城町二丁目2番地  
下妻市役所 第二庁舎2階 建設部建設課工務係  
TEL 0296-43-2111 内線 1715

- ・その他：貸出は1業者1回とし、貸出を受けた日の午後5時までに返却するものとする。

(2) 設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、下記の場所に持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- ・期 間：平成29年11月15日（水）まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで  
（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）
- ・場 所：下妻市本城町二丁目22番地  
下妻市役所 第二庁舎2階 建設部建設課工務係  
Tel 0296-43-2111 内線 1715

(3) (2)の質問に対する回答は、後日速やかに質問者のみに回答する。

## 12 入札方法等

- (1) 入札書は、持参しなければならない。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は1回を限度とする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

## 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約の保証 契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げるいずれかの保証等を付すること。
  - ① 契約保証金の納付
  - ② 銀行等又は保証事業会社の保証
  - ③ 公共工事履行保証証券による保証
  - ④ 履行保証保険契約の締結

## 14 工事内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事内訳書を提出するものとする。
- (2) 工事内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、最低限であっても数量、単価及び金額等を明らかにしたものであること。
- (3) 積算合計額の端数処理以外の値引きは認めない。
- (4) 内訳書の合計金額と入札書の記載金額は同一であること。

- (5) 工事内訳書は返却しない。
  - (6) 工事内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。
- 15 開札に立ち会う者に関する事項
- 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う。
- 16 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札を行う資格のない者及び談合した者の入札
  - (2) 入札書に記載された入札者名又は入札価格が不明瞭で確認できない入札
  - (3) 2人以上の者の代理人となった者の入札
  - (4) 2通以上の入札をした者の入札
  - (5) 前各号のほか、入札条件に違反した入札
- 17 入札の執行の中断、延期、取り止め等
- 入札参加者が3者に満たない場合は、この入札の執行を取り止める。
- 18 落札者の決定方法
- 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内価格で、最低の価格の申込みをした者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定する。
- 19 配置予定監理技術者等の確認
- 落札決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ず配置技術者を変更する場合は、5(4)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- 20 契約書作成の要否等
- 別冊契約書案により作成するものとする。
- 21 支払条件
- (1) 前払金
    - 請負金額の10分の4以内（請負金額500万円以上）
    - 〔ただし10,000円未満切捨て〕
  - (2) 中間前金払
    - 中間前金払いの認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合

は、請負金額の10分の2以内の中間前金払いを請求できる。〔ただし10,000円未満切捨て〕

(3) (1)(2)については契約書案第34条の規定に基づくこと。

22 火災保険付保の要否 否

23 入札後の異議の却下

入札に参加した者は、入札後において、公告、入札説明書、設計図書、工事請負契約書、現場等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

24 その他

(1) 上記に定めのないものは、地方自治法、下妻市契約規則及び下妻市一般競争入札実施要綱による。

(2) 市長は、落札者が、入札の翌日から契約締結前日までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立てを行った場合、又は下妻市から指名停止処分を受けた場合は、当該契約予定の相手方としての資格を取り消すことができる。

(3) 契約締結後に、入札参加業者、契約にかかわる業者名及び落札額の公表を行う。

(4) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(5) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。

・公告、申請書及び資料の内容

下妻市本城町二丁目22番地

下妻市役所総務部財政課契約検査係

TEL 0296-43-2111 内線1346

・工事の内容

下妻市本城町二丁目22番地

下妻市役所 第二庁舎2階 建設部建設課工務係

TEL 0296-43-2111 内線1715